福岡市

福岡市屋台基本条例

前福岡市総務企画局企画調整部企画課長

臼井

智彦

そして、屋台は、市民だけでなく、国内外か そのレトロな雰囲気と相まって、市民や観光 で営業を行っているのは福岡市だけであろ る闇市をルーツにしたものと言われている。 客に親しまれるようなまちの魅力を生み出し そして、このことが屋台に希少性を生み、 まちが昼間とは全く違った顔を見せる。 福岡市だけでなく全国各地で見られ 約135軒もの屋台が公共空間 平成23年に福岡市が行ったア 楽しんでいる光景 皆がその灯りの 70%以上の いわゆ

Ł,

道路や公園といった公共空間に屋台が並

ンケートでも、

65%以上の市民、

福岡市内の天神や博多などでは、

夜になる

ている。

実際、

2

福岡の屋台

る

安心で質の高い暮らしと、

経済的な成長のバ

たが、

現在、

以前は、

ランスがとれた都市づくりに取り組んでい

推計がなされる全国でも珍しい都市で、安全

あと20年間は人口が増え続けるという

都市である。昨年には人口が150万人を突 部を中心に都市機能がコンパクトに集積した

をつくり出している。

屋台は、戦後の混乱の中で生まれ、

下で肩を寄せて語り合い、 らの観光客や出張者を集め、

また、広域交通ネットワークが充実し、

福岡市は、豊かな食文化や歴史資源を有し、

1

はじめに

び、

福岡の屋台

福岡市では、福岡独自の魅力となっている屋 台営業に係る市の施策の基本的事項を定める 福岡市屋台基本条例が制定された(条例第 43号として平成25年7月1日に公布、 を除き同年9月1日から施行)。条例には、市、 屋台営業者、利用者それぞれの責務が明記さ れ、屋台が市民、地域住民及び観光客に親し まれ、福岡のまちと共生する持続可能な存在 となることを目指す。

まっている。

果が出ている。 観光客が屋台の存続に肯定的であるという結

的な考え方である。

福岡市が平成12年に屋台

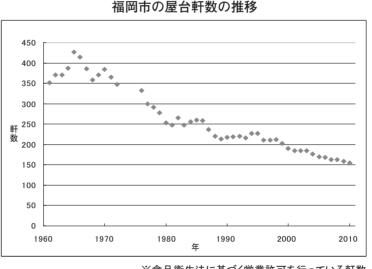
もの市民が、 存在している。 ことが、 歩行者や地域住民に迷惑をかけているとい の通行阻害や、 ルールを遵守しない屋台営業者により、 はない。 していることからもそのことがわかる。 方、 屋台の望ましくない面として現実に 屋台があることは、 公共空間を利用するに当たっての 屋台には問題点がある、 前述のアンケートで、 騒音・悪臭などの問題を生じ、 e V い面ばかり と回 約9割 道路

3 条例制定に至った背景と経緯

る。 た屋台が、現在は約135軒にまでなってし 来的にはなくなってしまう、 分けて2つの課題に直面していた。 1つは、 こうした様々な側面を持つ屋台は、 実際、 ピーク時には400軒を超えてい 屋台の数は年々減少しており、 ということであ 大きく 将

められず、 については、 園内行為許可等) 営業場所に関する許可 と言われる取扱いがあった。 公園などの公共空間に存在する屋台は、 その背景として、屋台には 現営業者の一代に限り許可を認め 原則として承継や新規参入は認 を受けているが、 (道路占用許可又は公 これは、 「原則一 その許可 代限り 道路や その

福岡市の屋台軒数の推移



※食品衛生法に基づく営業許可を行っている軒数

計を一にする親族等への承継に限り認められ るというものである てきた。)。 (例外的に現営業者と生

その社会慣習性は途切れるため許可は認めら てきた。 会慣習性が有する存在として許可が認められ の糧となってきたという点等に着目して、 ており、 ない、 福岡の屋台は、 それが現実として屋台営業者の生活 というのが しかし、 これまで長い間営業してき 承継や新規参入を行えば、 「原則一 代限り」 の基本 社

n

ては、 ところである。 辿っていた。 記しており、 以下「要綱」という。)にもこの取扱いを明 営業に関する基本的なルールなどを定めた屋 入は認めない、 台指導要綱(平成12年福岡市告示第119号。 もう1つは、 平成7年に、 これにより屋台は減少の一途を なお、 との取扱いを明確にしている ルールを遵守しない屋台営業 福岡県警としても新規参 道路上の屋台営業に関し

どを道路法 基づき定めていた。しかし、それらのルー のほかにも、 などの事態が生じてしまったのである。 れてこなかったことにより、 業者に対して許可の取消等の厳しい対応をと を遵守しない屋台営業者が実際に多く存 台営業に当たって必要な許可の基準や条件 者の存在である。 また、 行政としても、 (昭和27年法律第180号) 屋台の規格や営業時間など、 要綱には、 そのような屋台営 地域環境の悪化 |原則一代限り 在 屋 ル

研究会」(会長:鳥越俊太郎氏、以下 第三者委員会である「屋台との共生のあり方 のあり方について改めて総合的に検討するた 企画調整部に屋台施策の担当課長 屋台課長」) そこで、これらの課題も含め、 福岡市は、 を置くとともに、 平成23年7月、 同年9月には 総務企画 今後の屋台 (いわゆる 「研究会

と、 が出された。 を評価し、これまでの社会慣習性ではなく屋 のや、 げられた。 また、 覚と責任、 として、①屋台営業者や行政に対する不信感 用いてリアルタイムで会議の配信を行ったこ 聴を自由にするとともに、 という。) 台の持つ公益性に着目した新たな許可の仕組 やまちのにぎわいを生み出す存在としての 確化や厳格化を行うべきではないかというも 公共空間における「都市の装置」としての自 の払拭、②観光資源としての屋台の活用、 れ、今後の福岡市の屋台施策の4つの方向性 参加したこと、という2つの特徴を有していた。 や学識経験者のほか、 市民に公開しながら議論を進めるために、 ついて議論を重ねた。この研究会は、 しては、条例制定等による更なるルールの明 などのいわば利害関係者も委員として議論に 平成24年4月には研究会から提言書が示さ (公募等) ②様々な観点から議論するために、 屋台営業の適正化を前提に、 を設置し、 ④福岡のまちと屋台の共生、 を設けてはどうか、 特に条例につながる議論と 屋台の今後のあり方に 地域住民や屋台営業者 インターネットを などの意見 観光資源 ①広く 市民 が掲 面 (3)

観光など多くの所管にまたがる屋台施策につ おける議論等を踏まえ、 その後、福岡市は、 この提言書や研究会に 道路、 公園、 食品

地

守状況の点数化や指導の強化を行うととも まずは適正化に向けた取組として、 進本部」という本部体制をとった上で、 行ってきた 的な取組を進めてきた。 11 て、 それと並行して新たなルールの検討を 縦割りを排除するため、 取組に当たっては、 「屋台共生推 ルー 具体 · ル 遵

あり、 られていたが、実際に文書指導や処分などが その許可の基準や条件については要綱で定め で明確にすべきとの判断に至った。また、 を社会慣習性から公益性に切り替える必要が とした。 対する措置の根拠の更なる明確化も図ること ついて条例で定めることにより、 行 下「公園条例」という。)に基づき行わ 市公園条例 台営業に当たっての許可自体は道路法や福岡 研究会の議論にもあったように、許可の根拠 のまちと共生する存在にしていくためには こわれなかったことを踏まえ、 そのような中で、 そのために、 (昭和33年福岡市条例第18号。 屋台の位置づけ等を条例 将来に向けて屋台を福岡 基準や条件に その違反に れ 以 屋

ことで、 案作成に向けた検討を行った上で、 3月にはパブリックコメントを実施し、また、 域住民や屋台営業者への説明会を実施する そこで、 市民や関係者等の意見を集約した。 県警等との協議なども含め、 平成25年 条例

> 結果、 成25年6月に条例案を議会へ提出し、 そして、そこで出された意見等を踏まえ、 条例が成立した。 審議 平

4 条例の概要

規参入の仕組みとして公募制をとることとし の処分等についても定めたこと、 にしたこと、 が、①福岡市における屋台の位置づけを明 たこと、などがその主な規定内容である。 基準や条件を明確にし、それに違反した場合 施策に関する事項が総合的に規定されてい 条例は本則が36条からなり、 ②屋台営業に当たっての許可 福岡市 ③屋台の新 の屋台 る

福岡市、 置づけるとともに、条例が研究会での議論等 則」として、条例の目的や基本理念、そして、 割等についてわかりやすいものにしている。 ることにより、 て示している。また、それぞれの主体の責務 を踏まえたものであることを基本理念にお おける屋台を公益性という観点から明確に位 について定めている。具体的には、 について、 第1章 屋台営業者、 (第1条~第6条) においては、「総 個別の規定とは別に総括的に定め この条例における各主体の 利用者それぞれの責務 福岡市に

に係る許可の基準や条件、 第2章 や公園などの「公共空間における屋台営業」 (第7条~第16条) においては、 その手続き等につ 道

①公募において選定された者(以下「屋台営②公募において選定された者(以下「屋台営認めることとしたこと、②許可の更新手続きを定め、許可の期間内にその基準や条件に違をしたことで、2回以上、警告書による指導反したことで、2回以上、警告書による指導を受けた者については、更新を認めないことをして適正化のための実効性を確保したこと等である。

5m・奥行3m以内まで認めることとし、 時間については、屋台営業者からの要望等も となっているが、 た、準備開始時間は午後6時からであったも ンベやクーラーボックス等、 2.5m以内だったものを、 踏まえ、一定の緩和を行っている。 定めており、 な器材を置くスペースを確保するため、 これまでは屋台の営業範囲は間口3m・奥行 かを、 夜間の準備に当たっての歩行者の安全 許可の条件の細目については規則 基本的には要綱を踏襲したもの 屋台の営業範囲や準備開始 プロパンガスボ 屋台営業に必要 すなわち、 間口 ま で

いる。性の確保等の理由から、午後5時からとして

また、道路占用料については、福岡市道路占用料徴収条例(昭和28年福岡市条例第44号) において定めるものであるが、国道や公園と市道において定めるものであるが、国道や公園とを行ったほか、公園条例を改正し、屋台を公を行ったほか、公園条例を改正し、屋台を公園占用許可の対象とし、公園占用料を徴収することとした。

について、定期的に個別の屋台ごとに公表す とするなど、 違反をした場合には許可の取消しを行うこと て定めている。違反した者に対しては、 場合の指導や処分、それらの手続き等につい 2章に規定した許可の基準や条件に違反した 効性を確保するために、条例で根拠を明確に 遵守状況を点数化し公表してきたが、 0 ることとしている。 的に規定している。 から6か月以内に再び警告書指導に該当する 場合等には許可の停止、 6か月以内に

2回警告書による

指導を受けた 又は文書により指導を行うこととしており、 した上で、 意識を高めることを目的として地区ごとに 第3章(第17条~第24条)においては、 個別屋台ごとに点数を公表するこ 強制力を伴う措置について具体 これまでも、屋台営業者 また、 許可の停止を受けて ルールの遵守状況 その実 口頭 第

ととしたものである。

ることとなる。 選定基準等の細目については、 という考え方から、まだ施行されておらず、 屋台営業候補者の選定を行ったりすることと 募に当たっては、 まずは条例に基づき屋台営業の適正化を行う している。 募する場所について市長に意見を述べたり、 る屋台選定委員会を設置し、この委員会が公 回新たに設けた営業者の新規参入の仕組み ある公募の手続き等について定めている。 第4章 市民や学識経験者、 (第25条~第28条) なお、公募に係る規定については、 行政だけで決めるのではな 市議会議員等からな においては、 今後定められ 公 今

等の環境整備について定めている。 営業者による自主的な組織である屋台営業者 営業と関するその他の事項」として、屋台

の経過措置等を定めることとしている。の他「雑則」として必要な規定を置いているとともに、施行日において許可されている場所ともに、施行日において許可されている場所ともに、施行日においては、条例の施行日を定めるとともに、施行日においては、条例の施行日を定めると

えることとしている。
え方が大きく変わることとなるが、屋台施策がその時々の社会状況や市民の意見等を踏まがその時々の社会状況や市民の意見等を踏まがることとなるが、屋台施策

5
 条例の下でのこれまでの取組

会で成立し、同年9月から施行された。 3で述べたとおり、条例は平成25年6月議

屋台営業の適正化の観点では、条例成立に伴い、屋台営業者への説明会や個別面談により、新たなルールの周知を図るとともに、巡り、新たなルールの周知を図るとともに、巡回指導体制を強化し、必要に応じて警告書等による指導を行ったことで、大きく適正化が図られることとなった。実際、平成26年3月に公表した点数結果では、条例施行直前の平に公表した点数結果では、条例施行直前の平に公表した点数結果では、条例施行直前の平に公表した点数結果では、条例施行直前の平に公表した点数結果では、条例施行直前の平は35年8月に公表した結果と比較している。

また、屋台の効用活用の観点では、福岡市屋台おもてなしプロジェクト」を実施し、屋台台おもてなしプロジェクト」を実施し、屋台営業者自身が中心となって、今後屋台が市民営業者的事業として、NPOが企画する「福岡市屋の事業として、NPOが企画する「福岡市屋の事業として、NPOが企画する「福岡市屋の事業として、NPOが企画する「福岡市屋の事業として、、条例制定から1年足らずでは、福岡市また、屋台の効用活用の観点では、福岡市また、屋台の効用活用の観点では、福岡市

んでいる。 おるが、条例制定を契機として、福岡市、屋台営業者などが改めて屋台の意義を意識しながら、それぞれの役割を果たすことで、屋台がら、それぞれの役割を果たすことで、屋台がら、条例制定を契機として、福岡市、屋

6 課題と今後の展望

きいくつかの課題が存在する。果が出ているが、今後更に取り組んでいくべ果が出ているが、今後更に取り組んでいくべ

2つ目は、屋台の公募に関するものである。4で述べたとおり、屋台の公募に関する規定はまだ施行されていない。今後、適正化の状にまだ施行されていない。今後、適正化の状たの程度屋台を残していくのか、それに併せて上下水道等の環境整備をどうするか、ということに関して十分な検討が必要となる。主なものとしては、以上の2点が考えられ

を行っていく必要がある。くつかの課題があり、引き続き全市的に検討ように屋台の効用活用を行っていくかなどいよが、他にも再配置対象屋台への対応やどの

おわりに

7

近年、都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)の改正により、道路をにぎわいの空間として活用するような法整備がなされている中、本条例についても、自治体が主体となって、自治体独自の資源を活用して公共空間をにぎわいあるものとする先進的な事例として、他自治体からも多くの問い合わせが寄せられている。

条例はあくまでも理念やルールを定めたも条例はあくまでも理念やルールを定めたは、条例に基づく取組を確実に実施していかは、条例に基づく取組を確実に実施していかちを更ににぎわいあるものとするためには、ちを更ににぎわいあるものとするためには、方政や屋台営業者はもちろん、場合によって行政や屋台営業者はもちろん、場合によってがある。